

令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）

【公募要領】

令和6年4月1日
宮崎県環境森林課

宮崎県では、令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助金交付事務を行う事業者（執行団体）を公募します。

※補助金の交付を受けて補助対象設備を導入する事業者（間接補助事業者）の公募は、執行団体の選定後、別途実施します。

－公募要領目次－

I 補助事業者（執行団体）の公募について

- 1 補助金の目的
- 2 定義
- 3 補助金の内容
- 4 補助事業者の採択
- 5 審査の通知
- 6 参加資格要件
- 7 採択における審査項目
- 8 公示の方法
- 9 応募の方法

II 留意事項等について

- 1 基本的な事項
- 2 補助金の交付
- 3 補助事業の完了
- 4 補助対象経費
- 5 留意点

- 様式1 応募申請書
- 様式2 事業計画書
- 様式3 収支計画（決算）書
- 別添1 応募書類審査について
- 別添2 応募書類審査基準及び採点表

I 補助事業者（執行団体）の公募について

1 補助金の目的

この補助金は、県民や県内事業者の再エネ・省エネ設備の導入等に要する経費を補助することにより、2050年の脱炭素社会の実現に資することを目的としています。

2 定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

①間接補助事業

令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の交付要綱等で定める事業

②間接補助事業者

間接補助事業を行う者

③補助事業

間接補助事業者に対して間接補助事業に要する経費を補助する事業及び当該事業に必要な事務

④補助事業者

補助事業を行う者（執行団体）

⑤補助金

本公募の対象である補助事業全体（事務費を含む）

⑥間接補助金

補助事業者が県から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金



3 補助金の内容

(1) 公募対象事業費

本公募で対象となる令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の予算額及び事務費の上限額（補助事業の事務を行うために必要な経費）は、以下のとおりです。

事業費上限額 189,000,000円（想定している間接補助事業の件数 600件程度）

事務費上限額 31,357,000円

(2) 補助事業者

1 法人を補助事業者として採択します（採択の詳細については、「4 補助事業者の採択」を参照）。

補助事業を複数の事業者で共同して実施する形式により申請する場合には、代表者を決めていただくとともに、代表者が応募申請書を提出してください。ただし、代表者が補助事業の全ての業務を他の者に実施させることはできません。

なお、補助事業者の要件については、交付要綱第2条に定めるところによります。

(3) 補助事業の期間

交付決定の日から令和7年3月14日まで（単年度）

(4) 主な業務の流れ

- ① 間接補助事業者からの問合せへの対応
- ② 間接補助金交付申請書の受理・審査、交付決定
- ③ 実績報告書の受理・審査、額の確定
- ④ 請求書の受理・支払い

(5) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

なお、県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の間中検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

(6) 補助金の支払い方法

補助金のうち概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとします。また、支払いは複数回とし、支払時期及び金額については県と協議の上、請求できるものとします。ただし、概算払に当たっては必ずしも希望に添えない場合があります。なお、経費の一部については、精算払いとします。

① 事業費

間接補助事業者に対して支払う間接補助金として必要な額

② 事務費

事務に要する費用の支払に必要な額

(7) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に知事に報告するものとします。

また、補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、知事に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとします。

(8) その他

(1)から(7)に掲げた事項を含め、交付要綱等において、補助事業及び間接補助事業の詳細について定めますので、必ず交付要綱等に従って補助事業を遂行してください。

4 補助事業者の採択

プロポーザル形式による一般公募を行い、採択します。応募者より提出された応募書類について、審査委員会による審査を行います。

審査委員会は、書面審査を通過した応募書類について、「令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の公募に係る応募書類審査について」（別添1）及び「令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の公募に係る応募書類審査基準及び採点表」（別添2）に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を採択します。なお、採択にあたり、審査委員会での指摘事項等を踏まえて、補助事業の実施に関する条件を付すことや、事業実施計画書の内容の変更を指示することがあります。

5 審査の通知

令和6年4月下旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知します。

6 参加資格要件

- (1) 宮崎県内に事業所を置く法人その他団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (7) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

※ 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とします。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した条件等に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が、本要領に示す各事業費の上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条例に違反したとき

7 採択における審査項目

補助事業者の採択における審査項目は、「令和6年度「ひなたゼロカーボン推進事業補助金」の補助事業者（執行団体）の選定に係る応募書類審査基準及び採点表」（別添2）に定め、審査委員会により総合的に審査するものとします。

なお、原則として、応募内容について、審査委員会において応募者よりヒアリングを行います。

8 公示の方法

県庁ホームページにより公示

9 応募の方法

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類を、公募期間内に電子メールにより県に提出してください（書面による提出は不要）。

(2) 公募期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月10日（水）

(3) 応募に必要な書類及び提出方法

必要書類	提出方法	提出期限
応募申請書【様式1】	電子メール※3	4月10日（水）
実施計画書【様式2】※1		4月19日（金）12時
法人の定款		
法人の概要が分かる説明資料		
事業報告及び決算報告 （過去2決算期）※1		
事務費用内訳【様式3】※2		

※1 申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告を提出してください。

※2 様式に従い、補助事業に関する事務を行うために要する費用の見込みを記載してください。

※3 必要書類ごとにPDF化して、各提出期限までに(5)に記載するメールアドレスあてに電子メールにより提出してください。ただし、県のサーバの都合上、1メールあたりで受信できる容量は5MBを目安としてください。電子メールの受信後、県から受領の確認メールを返信します。データが大容量となりメール添付ができない場合には、複数回に分けて送信いただくか、県のファイル受け渡しサービスを設定しますので、(5)に記載する連絡先に設定を依頼してください。

(4) 説明会の開催

補助事業に係る説明会を以下のとおり開催しますので、本補助事業に応募する場合は本公募要領及び応募対象事業に係る資料をダウンロードの上、出席してください。なお、出席しない場合も応募は可能です。

○日 時

令和6年4月11日（木）予定 ※時間未定

○場 所

県庁7号館2階 環境森林部会議室

(5) 公募に関する質問の受付及び回答

○受付先

宮崎県 環境森林部環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当

E-Mail : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

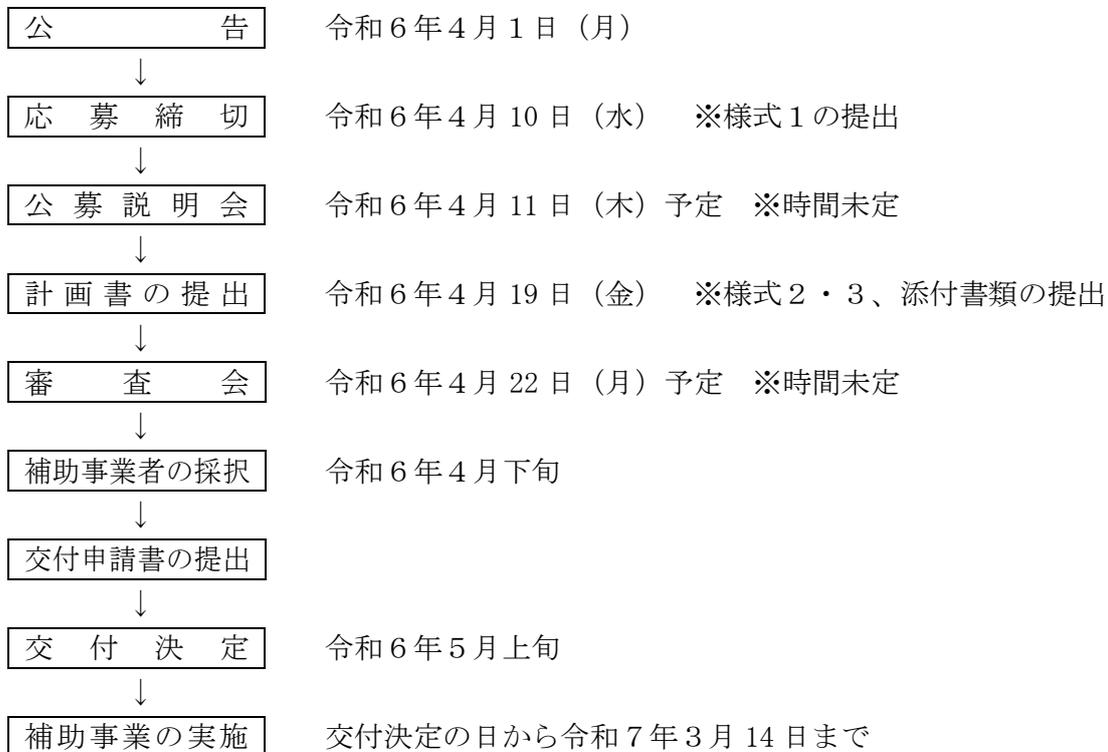
電 話 : 0985-26-7084

○受付及び回答の方法

質問は、電子メールにて受け付けます。件名は「執行団体の公募に関する質問」としてください。

回答は、公募期間中、メールをお送りいただいたメールアドレスに対して随時行います。

(6) スケジュール



II 留意事項等について

1 基本的な事項

補助金については、令和6年度予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領、公募要領及び補助事業の執行に係る事務処理手引に定めるところによることとします。

2 補助金の交付

(1) 交付申請

採択された補助事業者は、補助金の交付申請書を知事あて提出してください。申請手続等は交付要綱をご参照ください。

(2) 交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。補助金交付決定日以前に契約等を行った経費は、原則として補助金交付の対象外となります。

3 補助事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は3月14日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事あて提出してください。

4 補助対象経費

補助対象となる経費については、下表のとおりですが、必ず交付要綱等も併せて参照してください。

区分	補助対象経費	補助率
事業費	間接補助事業に要する経費	交付要綱等により定める率
事務費	補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、材料及賃借料及び消耗品費並びに一般管理費その他必要な経費で知事が承認した経費	定額

※補助事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費（例：日用品、新聞・雑誌等）は補助対象となりません。

※一般管理費は、事務費の合計額の10%を上限とします。

※執行団体としての補助金交付事務について、全部若しくはその主たる部分（事務費の

区分欄の合計額の 50%を超えるものいう) を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。再委託等を含めた合計額が 50%を超える場合には、知事の承認が必要となります。

※執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施できる場合は、本公募の応募の際に実施体制として明示されているものに限る。なお、実施に関する契約を締結し、知事に報告（原則、県の実地検査時に確認）するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければなりません。

※県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の間接検査を実施します。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合があります。

5 留意点

(1) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、県において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

(2) 補助事業の検証・評価の実施

実施した補助事業及び間接補助事業の二酸化炭素削減効果を県において検証・評価するため、その実施に当たって必要となる資料等の提供を求め場合があります。

(3) 補助事業終了後の対応について

補助事業終了後においても会計検査院が実地検査に入ることがあり、その際は対応をいただく可能性があります。

(4) その他

上記のほか、必要な事項は事業の交付要綱等に定めます。